

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年2月9日(金曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前11時21分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 凍結緊急対策委託について

(道路管理課)

(2) その他

2 出席委員(5名)

委員長 黒 木 勇 君 副委員長 大 津 亮 一 君

委員 中 庭 次 男 君 委員 高 橋 丈 夫 君

委員 松 本 勝 久 君

3 欠席委員(1名)

委員 飯 田 正 美 君

4 委員外議員出席者(1名)

議員 渡 辺 政 明 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋 葉 宗 志 君

建設部長 猿 田 佳 三 君 建設部技監兼
道路管理課長 木 村 勤 君

建設計画課長 大 森 幹 司 君 道路建設課長 安 達 茂 君

生活道路整備
課長 川 又 弘 一 君 河川都市排水
課長 三 村 隆 君

土木補修事務
所長 大 山 裕 己 君 内原建設事務
所長 谷 萩 幸 治 君

都市計画部長 村 上 晴 信 君 都市計画部
副部長 綿 引 信 明 君

都市計画部技監兼
建築指導課長 川 崎 洋 幸 君 都市計画部技監兼
市街地整備課長 坪 貴 之 君

都市計画部参事兼
住宅政策課長 和 田 宏 君 都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長 加 藤 久 人 君

都市計画課長 黒 澤 純 一 郎 君 公園緑地課長 上 田 航 君

下水道部長 白 田 敏 範 君 下水道部技監 弓 野 憲 一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設
管理事務所長 小 田 博 之 君

6 事務局職員出席者

議事係長 綱 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、飯田委員が体調不良のため、また、小林技監兼建築課長が病院検査のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

[傍聴人入室]

○黒木委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、凍結緊急対策委託について、執行部から説明願います。

木村技監兼道路管理課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 それでは、道路管理課から凍結緊急対策委託について、御報告いたします。

お手元の道路管理課提出の資料をごらんください。

冬季期間において、降積雪等による道路交通に支障を来さないように、市の管理する道路の除雪及び路面凍結対策等を適切に実施し、安心、安全で円滑な交通の確保を行うものであります。

次に、協定締結でございますが、水戸市と水戸市建設業協同組合において、道路凍結等における緊急対策業務に関する協定を平成27年11月27日に締結し、市が管理する道路について、路面凍結が予想される場合、または除雪が必要となる降雪が発生した場合の安全確保に努めることといたしております。

委託業務内容でございますが、凍結防止剤の散布及び降雪箇所における除雪作業でございます。

次に、路面凍結時の業務フローにつきましては、防災・危機管理課からの情報により降雪や路面凍結のおそれがある場合は、道路管理課より水戸市建設業協同組合の幹事会社へ作業の要請を行い、幹事会社より各契約会社へ連絡し、担当の箇所の凍結対策及び除雪作業を実施するものでございます。

平成29年度委託契約状況でございますが、水戸市建設業協同組合の会員であります64社、そのうち幹事会社15社となっておりますが、こちらと契約を結び、89カ所を対応しております。

2枚目は、市全図による凍結緊急対策委託箇所を赤色でお示したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○黒木委員長 内容につきまして、何か御質問等がございましたら、発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 じゃ、質問ですけれども、このね、委託制度というのはいつから始まったんでしょうか。昔からあるのか、それとも最近から始めたのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

委託制度としては、正式に平成27年度から契約という形をとっておりますが、実質、作業のほうは平成

14年度から作業協力という形で現場のほうを対応していただいております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 実質は平成14年度からだけでも、正式に委託制度として始まったのは平成27年度だから2年前に始まったということですね。

それで、この業者の方ではですね、前日に雪が降るという場合には、連絡があつて配置されるわけですが、例えば1月22日に大雪が降りました。このときに、89カ所に対して64社から派遣されたわけですが、何人ぐらい派遣されて、除雪や塩化カルシウムの配布というのはどのくらいの方が動員されたのか、1カ所当たり平均で何人ぐらい動員されたのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

委託箇所におきましては、作業する区間の長さ、規模によって業者さんのほうの配置人数も変わってきます。多いときは5人とか6人、通常であれば二、三人というような形で各社対応がまばらでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が聞きたいのはですね、この1月22日の大雪の日に全体でどのくらい動員されたのか、その人数はわかりますか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 中庭委員の御質問にお答えします。

今回1月22日の業者さんのほうの動員の人数は把握しておりません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、これは毎年予算化されていると思うんですけども、毎年どのくらい予算化されているのかということと、それからどうお金が予算化されるのか。人件費とか塩化カルシウム代とか、いろいろあると思うんですけども、そのお金というのは幾らぐらい予算化されていて、今年は何のぐらいう既に使われたのか、お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 中庭委員の御質問にお答えします。

道路維持補修費の中から、今年は予算を430万円持っております。今回、この1月22日の作業においては、概算で1,000万円かかっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、1回雪が降ると1,000万円ぐらいかかるんですか。1,000万円ぐらい。

〔「その量にもよっぺよ。回数にもよりけり」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回は、1月22日からおおむね1週間程度作業が発生しております。毎年、降雪の量によって、かかる費用が予算を超えない場合とか、暖冬のときは全く発生していないということも過去にはございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、1月22日に大雪が降ってから、その間1週間で1,000万円ぐらいかかったということなのですが、私もね、1月22日に都市建設委員会の視察があったときに、夜ちょっと見に行ったら、梅戸橋のところですね、ちょうど常磐線をまたぐ梅戸橋のところ、大渋滞になっていた。それは車が上がれなくてね、あそこの坂の途中で置き去りにになっていたんですよ。それはやむを得ないことだったと思うんですが、そういう点では何か所ぐらいね、大体この通行どめになるのか、お答えいただきたいというのが1つです。

それから、凍結箇所89カ所とこう出ていますよね。これはどういうふうを決めたんですか。これ、どういう根拠で、何か条件があって決められるんですかね。

その2点をお聞きしたいと思います。

〔「それは業者に聞いてもらったほうが、その近くの業者がみんな対応してくれたの」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

1月22日の降雪におきまして、水戸市内で、市が管理するところにおいて通行どめをかけたところは1カ所、水戸署のほうに確認したところ、ほかにはないということで回答をいただいています。

〔「場所はどこ」と呼ぶ者あり〕

○木村建設部技監兼道路管理課長 はい。

場所は、千波町にあります逆川、千波小学校のほうから葉山荘に渡る市道の一番きつい坂、そちらのところでスリップ事故が5台程度あったということで、水戸署のほうから通行どめの要請を夜いただきました。また、安全のために3日間程度、片側のほうに通行どめの看板をかけて注意喚起をしております。

あと、先ほどのもう一つの質問の89カ所についてという根拠でございますが、主に幹線道路と橋の上、あと過去にスリップ事故の起きている坂とかそういうところで対応しております。年々、少しずつ箇所数がふえているのが現実です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私、このときに動員された建設業者の方に何人か話をお聞きしたんですけども、出された要望としては、前日に雪が降るという予報が出ますよね。そうすると、前日に雪が降るから明日の朝4時に、あるいは5時に集合ということ職員の方々に言うんですけども、なかなかね、皆さん、動員するのが非常に大変というふうに言っていました。大体まず雪が降った場合、例えば22日に雪が降りましたね、昼間ね。そうすると、23日の朝に行くわけですよね。そうすると、その動員される職員の方を集めるのが非常に大変ということ言っていました。例えば、4人とか5人とかね、集めるのが大変で、それで、その人件費、要するに出勤手当というの、時給幾らで支給されるということで非常に安いということなんです。

したがって、なかなかね、職員の確保も大変なので、もう少し例えば出勤手当みたいなものを特別に水戸市で少し上乗せして出してもらおうと人を集めやすいというような要望が出されたんですが、水戸市の場合ね、建設会社の職員が動員されますけれども、その人件費のいわゆる何ていうんですかね、根拠、人件費の算定の仕方。例えば時給800円だとか1,000円だとかっていろいろあると思うんですけども、幾らぐら

いなんですか、これは。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、1つ目の動員に対しての諸手当、何らかの手当等をつけていただきたいというお話だと思うんですけども、こちらのほうはまた建設業協同組合さんのほうとよく話し合いをしながら決めていきたいと思えます。

あと、時間当たりの賃金というか単価の件なんですけれども、こちらに関しましては県の標準歩掛かりの時間当たりの作業量、作業単価、機械の使用料等を算出しまして、そちらのほうで対応しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 朝ね、現地に行くときに、交通の便がないから歩いていくんだということで、例えば朝4時や5時に行こうとすれば、2時とか3時に起きて歩いていくということもあってね、非常に大変ということなんですけど、1時間当たり幾らなんですとか大体。県のその歩掛かりというのは。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの質問にお答えします。

作業員人工1時間当たりという単価でございまして、今年は1時間6,500円を見ております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。

ぜひね、職員の皆さんが意欲を持っていけるような形にしていきたいと思えます。

そして、89カ所とありますけれども、これ以外にもね、凍結する場所も何カ所か、私が見ましたらありましたので、ぜひその場所なんかも拡大も含めて、検討していただきたいと思えます。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございせんか。

高橋委員。

○高橋委員 この凍結緊急対策委託なんですけれども、この協定締結の中にあくまでも道路凍結等における緊急対策業務と書いてありますよね。道路といえば一般の人の道路で車が走るところだけかなというふうな解釈に、我々はとれるんですけれども、今道路があって歩車道の境界ブロックがあって歩道がありますよね。そして、その除雪した雪というのはどうしてもこの歩道に残ってしまう傾向が強いですよ。とすると、今の時期になると、この厳寒期、寒い日が続いていますので、大分雪が凍結している。凍ったような状況じゃ、歩行者がとても危険で歩けないと。そういう路線がこの地図の57番目にあるんですよ。森林公園の北西側のほうに。

昨日、おととい、ちょっと私も用があってあの辺を通らせてもらったんですけども、道路に一部雪が残っているんですけども、除雪した雪なのか、あるいはこないだ降り続いた雪が残ってるのかわからないんですけども、歩行者の安全確保の観点からも、やはり歩道の除雪作業、融雪作業、これも大事かと思うんですけども、歩道の管理状況というのは全体的にはどのような状況になってますか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村建設部技監兼道路管理課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。

今回、作業が基本的には車道ということではございますが、一部駅周辺とかそういうところにおきますと、歩道の除雪、そういった作業もしております。

あとは、学校周辺になりますと、学校の先生のほうに塩化カルシウムをお渡ししたりとか、先生方に除雪していただいたりしているところもございます。あとは、地元のほうからの要請がありまして、直営で歩道の除雪作業、そういうこともしているところが現状であります。

○黒木委員長 高橋委員。

○高橋委員 木村課長さん、1回現地をちょっと確認してもらって、大分歩道の中がスケートのリンク場みたく凍結していますので、イノシシも滑って出てこれないかと思うような状況だから、とりあえず現地を確認して、歩行者安全のために努めていただきたい。要望しておきます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 箇所が89カ所、業者が64社ですね。この64社というのは組合数と符号しているんですか、これは。建築業協同組合というのがあるんでしょう。協力する業者と協力しなかった業者とか、今日はうちは足りないから手伝えねえよとか、そういうことというのは何かありましたか。

あとは、箇所とブロックをこの64社で分けたということですね、多分ね。そうするというと、赤線が多いところと、私のほうの住まいのほうはほとんどないと、1カ所か2カ所というようなことなんだけれども、そのブロック、ブロックで幾つに割ったのか。これは自然災害だから、雪だから、やむを得ないんだ、1,000万円かかることは。要するに、雪国のほうはチェーンを巻かなきゃ通させねえということで走るものだから、春になるとほとんどの道路の補修をしなきゃならない。もう線も何も全部切れちゃう、というようなことになって、道路が傷んじゃう。だから、水戸市は幸いにして、この程度で済んでいるなというふうに私は思っているんだけど、その辺のところ、単純な質問で大変申しわけありません、中庭委員の質問とダブってるのかもしれないから、今こっちでちょっと別な話しをしていたものだから、よく聞こえなかったから、私は耳も遠いもので、わかったら教えてください。

○黒木委員長 木村課長。

○木村技監兼道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

水戸市建設業協同組合の組合員数は、全部で70社あります。そのうちの64社のほうで協力いただいているのが現状であります。

特に、その他の業者さんのほうで作業をしていただいているという報告はいただいていませんので、ちょっと申しわけございません、64社以上は把握できておりません。

あと、89カ所の指定している場所でございますが、こちらに関しては、先ほども御説明したとおり、スリップ事故が起きたところとか、幹線道路の坂道、橋、そういったところを重点的に指定しておりまして、あとは建設業協同組合さんのほうで各会社の持ち区のエリアを分けていただいているのが現状でございます。

今回の1月22日の豪雪のときもですね、これ以外の箇所で相当の要望がありまして、直営班、さらには64社の業者さんたちに追加で場所をお願いして作業をしていただいたということが現状になっていますの

で、今後とも委託箇所の場所については見直しをしながら進めていきたいと思ひます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 6社が協力できなかった業者がいるということですか。

6社、それなりの何か連絡等は、こういう理由でとか、協力できないその理由みたいなものというのはいか水戸市のほうに入っているんですか。

同じ組合員で、協力した会社と協力しなかった会社というものの、言葉は悪いかもしんねえけれども、差別というか何ていうか、今後の指名にもよるんじゃないのかなというふうにも思うんだけど、いかななもの、どうですかこれ。連絡は入ったの。

○黒木委員長 木村課長。

○木村技監兼道路管理課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

70社中、いわゆる64社ですが、6社のほうの協力できない理由というのは私のほうで正確に把握しておりません。申しわけございません。

建設業協同組合さんのほうにも、これから皆さんで御協力していただけるようお願いするような方向でいきたいと思ひます。

○松本委員 よく調べてくださいよ、参考までに。

○木村技監兼道路管理課長 はい。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、次に、その他に入ります。

委員の皆様より何かございましたら発言願ひます。

中庭委員。

○中庭委員 私は、水戸市泉町にある無料低額宿泊所あけぼの園について質問したいと思ひます。

この施設は、社会福祉法第2条第3項第8号で規定されている生活困窮者を対象とした簡易宿泊所ですが、主に生活保護を受けている方が利用しているということであります。

現在は44名が入所して、水戸市が入所している方に支払っている生活保護費は昨年度、2017年度の決算で見ますと、決算特別委員会で私はいつも資料を求めているんですけども、4,771万5,488円を入所している方に支払っているということであります。

そこで、実は今年の1月31日の深夜に、札幌市の東区のね、生活保護を利用している高齢者が入居するそしあるハイムという宿泊施設で火災が発生して11名が死亡したという例がありました。私はですね、こういう事故を起こしてはならないということで、水戸市としてはどのような対策を行っているのか、査察を行っているのかお答えいただきたいと思ひます。

○黒木委員長 川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

あけぼの園につきましては、今回、札幌市の事故につきましては木造の共同住宅でございましたが、あけぼの園については構造は違ひますが、以前より指導をしていた建築物であることから、昨日、消防本部と合

同で調査をしたところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も過去にこの施設へ視察に行っていたことがありました。そして、さまざまな問題点があったので改善を指摘しましたが、現在はどうなっているのかということでもあります。

1つは、茨城県が決めた無料低額宿泊所の施設の基準というのがあるんですよね。私、その基準に基づいて前もね、指摘したことがあるんですが、その中にこう書いてあるんです。施設の基準として、施設は建築基準法に規定する耐火建築物または準耐火建築物であるなど、建築基準法を遵守するとなっているんですよね。かつ、建築基準法で定められている避難設備、消火設備、それから火事になったときの警報設備、その他火災、ガス漏れ等の防止に対応する設備を十分設けること。いわゆる建築基準法に基づいてきちんと消火、防火、警報設備があるということが、県のこの無料低額宿泊所の事業の基準にあるんですよね。当然、建築基準法に基づいて建築指導課も昨日指導を行ったと思うんですが、どのような問題点が明らかになったのかをお答えいただきたい。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法では、建築物自体に係る安全や衛生についての主な規制として、居室や採光や天井高の高さを規制する環境衛生に係る一般構造規定や建築物の構造強度を規制する構造規定、防火区画や非常用照明、建築物の耐火性能を規制する耐火避難規定が挙げられます。

この中で、あけぼの園につきましては、主なものといたしまして、もともと1つの部屋をブースでちょっと区分しているので、採光の確保を求めたりしております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨日、調査に行った段階で、建築基準法で定められている基準に沿って、例えば防火だとか消火だとか、そういう設備についてはどういう状況だったんですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建築基準法に基づくものといたしましては、非常用照明の球切れとかバッテリーについて適切な管理を求めているところでありまして、消防用設備につきましては消防法になりますので、把握してございません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨日ね、消防本部の方も行きましたよね。水戸市消防本部と建築指導課から、行ったわけですよ、2つの部署で。

それで、どのような指摘をされたんですか。このときにふぐあいが発見されたんですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども御説明したとおり、1つの部屋を四、五室に分けているので採光の確保を求めています。また、

非常用照明の球切れとかバッテリーについて適切な維持管理をするように求めています。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この昨日の調査の中で、例えば自動火災報知機が壊れていたということは指摘されませんでしたか。そして、また屋内消火栓が設置されていないということも指摘されなかったんですか。それで、以前から指導しながらいまだに改善されないというのが指摘されたわけですが、この問題については別に建築指導課は関与していないんですか、一緒に行きながら。それは知らないんですか。そういう指摘はあったんですか、なかったんですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいま中庭委員からあった自動火災報知機とかですね、また屋内消火栓ですね、そういったものにつきましては消防法になりますので、消防本部のほうの指摘になっているかとは思います。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が今聞いたのは、水戸市の消防本部のほうからも聞いたんですけども、自動火災報知機を押ししても、要するに火事になったときに、火事だ火事だと入居者に知らせるものが全く機能していなかった、壊れていたということについては知らなかったんだ。そっちは一緒に行ったんだから知っていたでしょう。川崎課長さん。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 我々が行いますのは建築基準法に基づく是正指導でございますので、消防法につきましては消防部門が担当しております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 半分だめですね。

なぜかと言うと、昨年1年間を見てもですね、昨年の5月に北九州市で生活保護を利用しているアパートで火災が起きて6人が死亡した。昨年8月に秋田県の横手市ですね、生活保護を利用している人が暮らすアパートの火災で5人が死亡と。昨年12月は大阪府豊中市で単身高齢者が住むアパートの火災で5人が死亡しているんですね。昨年はね、このように生活保護を利用している方のアパートで火災が起きて5人から11人も死亡しているんですよ。その前の年はね、神奈川県でこれも死亡なさいましたよね。だから、そういう点では生活保護を利用している方の住んでいるアパートが火災になったときに、さまざまなふぐあいがあって、多数の死亡者を出しているということがありました。そして、札幌市の東区でも同じように消火設備が不十分あるいはスプリンクラーがないというようなことで11人も亡くなったわけですよ。ですから、きちんとした調査を昨日行ったのに、その内容を答えられないと、部署が違うから答えられないというのは、私はね、市民の立場に立ってですね、建築指導が行われているというように思えないというふうに思うんですが、もう一度ですね、どのようなふぐあい指摘されたのか答えていただきたい。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あくまでも、我々は建築基準法に基づく是正指導を行ってまいりました。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、もう一つ、今答弁がないので非常に残念なんですけれども、消防法では防火施設、器具については半年点検、1年ごとの総合点検が義務づけられているよと、これも実際行われていないという点では、火事になったときにあそこに住んでいる44人の方、現在44人の方が生活保護を利用しながら住んでるんですけれども、この方ですね、身が守れない、生命が守れないということになると思うんですよ。したがって、きちんとした対応をしていただきたいと思うんです。

それと、もう一つは、茨城県が決めた無料低額宿泊所の施設の基準では、1部屋当たり7.43平米以上となっているんですけれども、この面積基準を満たしているのかどうか、これはわかりますか。私はこれを何回も議会でも取り上げて改善を求めました。この7.43平米以上になっていない部屋があるということで、指摘したんですけれども、これは改善されたんですか。これは建築基準法の観点からも必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建築基準法におきまして、このあけぼの園につきましては寄宿舍に当たりますが、寄宿舍の1人当たりの最低面積は定められておりません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 これ、県の基準ではさっきも言ったように、7.43平米以上となっているんですよ。これは建築基準法上は関係ないから問題点を指摘しないということですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

前に説明したとおり、建築基準法では1人当たりの最低面積は定められておりません。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 要するに、そうすると、寄宿舍の場合は極端な話、3.3平米でも、あるいは4平米でも構わないということになっちゃうんですよ。

私は、実際にあそこを見てきましたけれども、大体ね、3畳から4畳ですよ。あの1部屋。本当に狭い部屋で、しかし家賃は生活保護基準の限度額いっぱい3万5,400円を徴収しているんですよ。この家賃が3万5,400円の部屋かと思う、目を疑うほどの狭さですよ。こういう中で7.43平米という県の基準があるんですけれども、これも満たしていないところもある。7.43平米というと大体5畳か6畳ぐらいのところなんですけど、その基準も満たされていないという点で、極めて劣悪な環境での入居、宿泊所になっているという点で、私は改善を求めてきたんです、この前の議会でも。

そして同時に、壁もベニヤ板で打ち切っただけなんです。薄くて隣の会話が筒抜けと。個人のプライバシーが守れないということになっているんですけれども、県の基準では、硬質な、要するにかたい建物の壁

にしなければならないというふうになっていて、個人のプライバシーを守るということになっているんですけども、改善されているんですか。これもどうなっているんですか。こういう全くね、昔の雑居ビルですよ、風俗店が入っていた雑居ビルを擁したビルですけれども、この点で中身の個室の状況というのは、非常に問題があると思うんですけども、この点の改善というのは求めたんですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建築指導課といたしましては、もともと1つの部屋を四、五室に分けているので、採光の確保を求めてきております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 その川崎課長の話はね、建築基準法だけの話で、それ以上進まないんですよ。ただ、ちゃんと県もこういう建築基準法に基づいた指導をなさって書いてあるんですよ。基準はできているんですよ、県の基準では。

だから、そういう基準に基づいて、きちんと私はね、対応すべきじゃないかと。そうしなければ、札幌市のような事故がですね、火災事故がまた起きてしまうということなので、私は何か、ちっともそこに入っている人の立場に立っていないように感じますので、ぜひ改善していただきたいと思います。

それから私が前回、このあけぼの園へ行ったときに、非常階段の入り口がトラロープで巻いてあって、外に事実上出られないというのがあったんですけども、これは改善されたんですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨日の検査の時点では、屋外階段を塞ぐようなロープは撤去されておりました。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ですからね、やはりきちんと指導すれば改善されると思うので、ぜひね、改善してほしいと思いますので、その対応もですね、水戸市の消防本部、それから建築指導課、生活福祉課なども含めて再度きちんとした安全対策がとられるようにしていただきたいと思います。

そこで、水戸市ではね、ホームレスの方がいるとここに入居するんですけども、私はやっぱりここに入居しなくても生活できるように改善すべきじゃないかと思うんです。市営住宅が今700戸もあいているということなので、そこに生活保護の方が入居できるようにしてみてもどうかと。県営住宅では65歳以上の高齢者が入居する際、経済的困窮者が連帯保証人を見つけることができない場合には、連帯保証人を免除する制度があるんですけども、水戸市でも700戸もあいているわけですから、やはりこういうところを利用しなくても市営住宅に入れるように改善したらどうでしょうか。市営住宅の積極的な活用が必要じゃないかと思うんですが、住宅政策課長にちょっと質問したいと思います。

○黒木委員長 和田参事兼住宅政策課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問ですけども、市営住宅におきまして

は現在約3,000戸の住宅がありまして、そのうち既に約400世帯の生活保護受給者の入居が行われております。変動はございますけれども、そういった状況でございますが、特段、生活保護受給者に対して制限をしているということはありませんで、法令に基づいて申請を受け、適切に対応しているというところでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 別に、生活保護の人が400世帯も入居しているから制限していないと言うけれども、例えば家を失ってしまったという方がですね、市営住宅に入居する場合には連帯保証人制度というのがあって、これがネックになっているんですよ。また、風呂もついていないところもあって、この初期の費用も莫大、大変かかるということで、なかなかですね、市営住宅に入れないというのがあるんですけども、茨城県の県営住宅では65歳以上の高齢者で身寄りがないと、あるいは経済的に困難で、連帯保証人を見つけることができないという場合には免除制度があるんですよ。その結果救われているんですよ。

それで、無料低額宿泊所の方々は高齢者が多いわけですよ。生活保護を受けている方、高齢者の方が多いので、そういう方がですね、ぜひね、入れるようにするには、今言った初期費用がかからないようにする、連帯保証人を免除するということが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○黒木委員長 和田住宅政策課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 市営住宅の入居に当たりまして、連帯保証人を必須としておりますのは、やはり家賃の滞納の保証であるとか、入居した後のいろいろな御相談というようなものがあって必須の条件と、これは条例でも規定しておるところでございますので、そういった中で運用してまいりたいと考えております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 最後にね、生活困窮者あるいは高齢者の方が、なかなか普通の民間アパートにも入れない、市営住宅にも入れないということで、このこういう1部屋の非常に狭い部屋に入居せざるを得ないような状況になっているので、やっぱり市営住宅の活用とあわせて、もう一つはね、今日副市長さんも来ていますけれども、養護老人ホームってあるんですよ、開江町に。これは、経済的理由で生活できないという方を受け入れている養護老人ホームなんですけれども、定員が今110名なんです。しかし、ここはね、私も決算特別委員会で聞きましたらば、80名しか入居していない。あと30名の方が入居できる枠があるということなので、ここを私は積極的に、低所得高齢者の入居の施設として活用してはどうかということをね、しっかりね、福祉部門に伝えていただきたいというふうに思います。

このあけぼの園も調べてみましたらば、去年の3月現在では、39名だったんですけども、現在は44名で5名ふえているんですよ。ですからどんどんふえてしまうという、このまま行けばね。貧困と格差が広がっている中で、こういうところを利用せざるを得ない方がたくさんふえてしまうのはやっぱりまずいというふうに思うので、ぜひ開江老人ホームの活用や低所得者のための市営住宅の積極的な活用をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 開江老人ホームはちょっと答弁できないので、市営住宅のほうを。

和田住宅政策課長。

○和田都市計画部参事兼住宅政策課長 市営住宅の入居に関しての御要望と申しますか御指摘ですけれども、先ほども申したように法令に基づき、申請に対しては丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 川崎課長さんにちょっとお伺いしたいんですけども、茨城県は農産物が全国2位だということはもう承知ですよね。承知していますよね。全国で2位、茨城県。大したものだなと私も思っています。

そこで、ある人がその農地に、畑に家が遠いものだから、農機具か何かをそこに置こうとするんですけども、野ざらしで置くと盗難やいたずらやいろんな問題が出ちゃうんでね、建築基準法という法律があるのは私もわかります。それは、要するにその農機具を入れるだけ、水道も引かない、下水道も要らない、電気も要らない、こういうものを、農機具をしまうだけの、要するに単管パイプなら単管パイプで簡単にさ、いたずらされないようにドアをつけて鍵を締めてという程度のもを建てる場合ですよ、これはやはりあくまでも建築基準法上に従って、建物として一般住宅と同じような扱いが基本でなければならないのか。そういうものに対しては水戸市独自でもって、そういう建築基準法を条例か何かで直してね、簡単にできるような方法などが考えられるのか考えられないのか。この辺をちょっとお聞きしたいなというふうに思うんです。

今のままで行くというと、早い話が一般住宅と同じようなルールに、建築基準法に従ってそういう建物であっても手続を踏んでいかなきゃならないんだろうというふうに私は思っているんですけども、これは国の法律だから、建築基準法というのはね。しかし、しかしだよ、今私が言ったような、1つの機械をしまっておく、家まで乗って帰るのが大変だからしまっておく、そういうものに対してのその建物の簡素化というのかな。私らから言えば簡単なのは一番建築指導課なりあるいは産業経済部の農政課に届け出をしてね、簡単に建てられればそれが私はその農地を守っていく、農産物をさらにふやしていくという、農業者にとっては、それが飯の種なんだからね。皆さんはサラリーで生活をしている、農業者はその作物をつくってそれを売って生活をしている。

ですから、茨城県はそういう意味では気候的にも、今回の雪に対しても一番被害が少なかった、非常にいい地域だろうというふうには思っているんですよ。ですから、そういう建築基準法に従わなければ、そういうものもだめなのかどうか。現時点ではどうなのか。じゃ、将来はそういう方向で内部でもって検討する考え方があるのかどうか。この辺をちょっとお答えをいただきたいなというふうに思います。

○黒木委員長 川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

建築基準法に基づきまして、水戸市は全域、都市計画区域内になっておりますので、全ての建築物について確認が必要となる規定となっております。

先ほど御質問の中にありました農業用倉庫におきましても、やはり同じように確認申請は必要になるかと思っております。ただし、審査につきましては、そういった水回りの施設とかそういったものがないので、審査項目については少ないのかなと思っております。

また、これはちょっと法律で決まっているものですので、なかなか緩和は困難であると考えております。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 何かね、倉庫というとき、米をしまったりとかさ、肥料をそこに重ねてしまっておくとかさ、そんなふうな感触にとれますよね、倉庫という言葉は。私が言っているのは、簡単な、例えば単管パイプでね、屋根を塞いで、いたずらされない程度の農機具だけを入れる、そういう意味を言っているわけだよね。だから、倉庫とそういう建物というのは、臨時仮設管というのかな、何ていうのかな、屋根を塞いで濡らさないようにして、いたずらされないような程度でいいというふうに、私はそういうものでいいんじゃないかなと思っているんだけど、それも建築基準法に従ってやっぱり手続を踏んでいかなきゃダメなの、ということですね、今の答弁ではね。

そうすると、今後もこういうことに関してですよ、これは担当が違うからあれなんだけれども、農地を守っていくという観点からすればですよ、農地法というのも国の法律だからね、だから、農地を守っていくというこの考え方からすれば、結局今その農地を求めるのも、水戸市内の人だけということとは限らないんですよ。農業をやって生計を立てていこうという人は、大体5キロメートル、10キロメートル、あるいは20キロメートル離れても、水戸の農地というのは持てるんですよ。そういう人が、一々向こうから、回送車でもあれば運んでこられけれども、その農地を広くに買い求めたとしたらだよ、そこに農機具をしまっておくぐらいの建物ということで、私はお伺いしているんであって、別に倉庫というとか何かもっとうっかりしたもののような感じに受けとめられちゃうんだけど、そういうことは、これは国の建築基準法だから、水戸市だけでそのどうこうするという可能性というのはできないんですか、これ。産業経済部と、その辺の調整をして、簡素化を図っていくというような方法というのはできないものでしょうかね。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

柱、屋根がある物については全て建築物になってしまいますので、確認は必要であると考えております。また、簡素化につきましては、現時点では法律で決められておりますので、困難であると考えております。以上でございます。

○松本委員 困難だということか。話し合うとか調整する考えはできない、する気がないということか。そういうことを検討する考えがあるかないかということを経済的に聞いているんだよ。今はわかりますよ、建築基準法。

○黒木委員長 ちょっとあれですよ、産業経済部とよく農地の件でやりとりはしていただくという。

○松本委員 これはしても無理な話なのか。水戸市がそういうことを独自の政策というか……
ちょっといいけ。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 平成16年に、こないだも言ったように、水戸市議会が提案して、都市計画法の第34条だけ、11項目ある、あれをつくったでしょう。都市計画法というのも国の法律だよね。しかし、水戸市はそういうことで議会提案でもって執行部が認めたんだよ。だから、そのエリア指定ということでもって人口がどんどんふえてきたんだよ。

今度は農地を守るという立場で私は今聞いているわけだから、だからできないということはねえと思うんだよ。水戸市は水戸市のやっぱり政策というものがあって、農地を守っていくという、そのために24人の

農業委員さんがいてね、これは私も選考委員の一人として24人の農業委員さんを選んだんだから、農地をさらに守っていくと、それで農産物もどンドンふやしていくというような考え方から、私は単純な話、こういう建物であっても建築基準法上はあくまでも、だからということで屋根が塞がれば、建築基準法で確認をとらなきゃだめなんだというような今の川崎技監兼課長の答弁なんだけれども、これだけで何となく私はちょっとどうなのかなと疑問に思うんですよ。

もう少し農業者にとっての温かい政策、家から遠い人が農地、水戸市なら水戸市の農地を守るために、ある程度の面積を買って、5反歩なり1町歩なり2町歩なりの農地を買って、遠い人がですよ、農業専業、今都会の人が田舎に出て農業をやっていくというようなことだっただってテレビなんかでよくやっていますよね。そういう人が仮にいたとしたら、やっぱり農機具だっただって必要だし、だから、一々遠くから持ってくるというわけにもいかんから、そういうことの置く場所、場所だ要するに。確保する場所が屋根ももちろんなければ雨ざらしになっちゃうでしょうよ。

だから、屋根がかぶされば建築基準法上だめなんだという、今の答弁もわからなくないよ。だから、それは一般住宅なんかと、何かこう一致した考え方で課長はかたい考えで間違いのない考えなんだろうと思うんだけど、だから今後、今後だよ、そういう見直すような考え方があるのかないのかということをお伺いしているんです、最後に。建築基準法でだめというのはわかりましたよ。屋根がかぶされば3坪以上は確認が要だというのもわかりましたよ。だけれども、3坪っちゃ6畳一間だから、6畳一間ではそんなに大きい機械は入れられねえから、機械だっただあれでしょ、水田をつくる場合には水田用の機械がいろいろあるわけだ。畑ならこうとね。かき回して何とかという機械がね、名前はわかんねえんだけど。そういうのを置く場所だから。それもやっぱり建築基準法で今はだめだということはわかりますけれども、今後その辺のところの簡素化を図る、農業を守っていくというような観点から、農地を守るという観点から、農産物が全国2位になっている今の茨城県を、さらに続けさせていただくためにも、そういうことのも考え方も、温かい行政として、やっぱり農業者にも向けていくのも建築指導課の一つのそういう問題もあるのかなというふうな思いを持っています。

検討する気はありませんか。

○黒木委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 ただいまの松本委員の御指摘、御質問でございますけれども、私も内容的にそれが本当に実現可能かどうかというのは、ちょっと今お答えすることができませんので、ちょっと勉強させていただきたいと思っております。

法律があって、それぞれの施行令とかがあって、条例というのが市にあるわけですけども、これは一般論です、一般論としてお聞きしたいんですけども、法律を補完するような条例の考え方というのは、1つにはよく言われます上乗せ条例とか横出し条例というものがございます。

上乗せ条例というのは、法律の規定をさらに厳しく上乗せをするような条例について、上乗せ条例というのがあります。横出し条例というのは、法律の規定があって、さらに項目をふやしているいろんな考え方をプラスするという横出し条例という考え方もございます。いずれにいたしましても、法律の考え方がある、それにバッティングする、つまり法律を打ち消すような条例というのが非常に難しいというか、これは法令違

反になってしまいますので、その辺を十分注意する必要があるということでございます。

ちょっと本件につきましては、勉強させていただきたいと思います。申しわけありません。

○松本委員 わかりました。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 前向きでもってね、検討していただきたいなというふうに思います。

じゃ、その横出しの上乗せだのって、俺はよくわかんねえんだけど、平成16年に議員が議員提案でエリア指定をつくったのは何出して言うんですか、これ。都市計画法を変えたんだよ。調整区域を救うために、議員提案でもって平成16年に調整区域も開発行為までできるように、それができてから開発行為が今度は、道路があれば確認をおろさなくちゃならないと、水戸市の負担が、財政が大変だから、開発行為も認めちゃって、水戸市の条件で。

[発言する者あり]

○松本委員 終わったっけ話。

財政が大変だから、5万平米だけ、開発行為というのは、エリア指定の中の。5万坪だけ、それを後から追加でもって、水戸市の条件に沿うようにして開発行為も認めるようにしたんだよね。

これは、じゃ、何出して言えばいいの。何出し、俺わかんねえ。

執行部が出したわけじゃねえから、これは議員が出して、全国でも初めてでしょ。それから、この調整区域でどんどん人口がふえていって、固定資産税がどんどん上がるようになったんでしょうよ。農地のままうっちゃったいたんでは、税収だって上がんない。そこが宅地化されて建物を建てれば、固定資産税がどんどん上がってくるというような利点があって、やはり議員はこれを議員提案として認めたという、過去にこういう経緯もありますよね。

これは、だから何出しと言うの。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問でございますが、エリア指定につきましては、都市計画法第34条11号において、条例で指定する土地の区域内において開発行為等については都道府県等の条例で定めることができるとなっておりますので、それで条例で定めております。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 じゃ、そしたらさ、その平成16年以前の水戸市の条例の中に、そういうの入っていませんか。入ってなかったでしょう。

平成16年に議員提出議案が提案されて条例を改正したときに直したのと違うんですか、それは。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

エリア指定と文言指定とはですね、都市計画法第34条11号に市町村等が条例で定めることができるという規定があるものですから、その中で条例を定めたものでございます。

○松本委員 前からあったということなの、それ。その平成16年に議員が提案する前からあったということなの。そういう文言が条例の中に入っていたということですか。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これは、都市計画法が改正されたことによりまして、第34条11号で条例で定めることができるようになったものでございます。

○松本委員 だから、いつなったの。俺が聞いてんのは、そういうことを聞いているんじゃないべよ。前からあったんですかとか、平成16年に議員から提案があったときに直したんですかって聞いているんだよ。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 法律の改正はですね、その前に行われておりまして、平成16年に議員提案で条例化されたものでございます。

○松本委員 わかったけ、俺はわからねえ。

平成16年にその都市計画法のエリア指定というのを設けたんだよ。だから、それまでにその条例の中に、今課長が答弁されたことが、そういう文言が入っていましたかというんですよ。

○黒木委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 平成16年以前につきましては、条例はございませんでした。

○松本委員 そうでしょう。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 はい。

法律改正により条例が定めることができるようになったものですから、平成16年に議員提案で条例が定まったものでございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 だから、私もそう思っていたよ。だから、私もほら、それに加わった一人だから、そういううる覚えの中でそういうことがあったなというふうに思って、要するに救済事業として調整区域の、まずそういうものを設けたわけだ、議員提案として。

だから、それと今回のその農地法という法律の中での、農地を守るということの建築確認の建築基準法という国の法律を見直す考えが、副市長さんから検討させてくださいという答弁があったから、それはそれでいいですけども、私はそういう余地があるだろうと。建物の種類によって、AC、BC、ECとか、例えばだよ、マンションとかビルとか一戸建てとか平屋とか2階とか、あるいは農業用のそういう資材置き場的なものかな、農機具をしまう小屋、そういうものの段階というものをきちっと整理をして、みんな一緒くたに一般住宅と同じような建築確認の手続、ルート、そこまでが必要なのかなという私は疑問に思ってたからね。

そんじやなくたって、せっかく農産物が茨城県で全国2位になってんだから、やはり農地というものを守るという観点からすればだよ、やっぱりその辺の簡素化、違反建築ではだめだよ、これは。でもね、届け出なり簡単なそういう手続でもって方法を講じることができればね、やってあげたほうがいいんじゃないのかなというふうな気持ちで私は質問をさせていただきました。

ですから、今後の皆さん方の検討に期待をしています。

それから、委員長、まだいいですか。

○黒木委員長 はい、どうぞ。

○松本委員 あとは、その後ろの壊課長さんかな。

東前地区の区画整理のほうで、ちょっと質問していいですか。

ここのね、全体的なね、東前地区の区画整理は今、第四区画整理になってんのかな、あれ。幾つになってんだっぺ。私もよくわかんねえんだけれども、聞きっぱなしで記憶が悪いから覚えてねえんだけれども、減歩率は何%であって、水戸市が施行だからこれ。ほかの業者が施行じゃないから。水戸市施行の区画整理ですからね、やはり地権者に対して、民間会社とは少し違った、地権者に恩典がなければね、市民に御協力いただくんだから、だめだろうというふうに私は思っている。個人が開発をやるんだったらそれなりの金で解決ということもあるだろうと思うと、その辺の平米当たりの評価っていうのかな、建物に対する解体の評価っていうのかな、どういう方法でもってこれが今行われてきているのかなというふうな疑問が1つ、ちょっとあったものですから、せっかく今日はまだ11時15分で時間あつから、ついでにしゃべらせてもらっちゃうんだけれども、この地権者に対する平米当たりの評価、価格、その一から今三、四になってんのかあれ、よくわかんねえんだ。その一律全部同じなのかどうか、建物を解体する場合の補償金の評価の仕方。あるいは、移転をしなけりゃならない地権者の方に対する補償的なもの。こういうものをちょっとね、もう一度復習ということもないけれども、私もよくわからない部分もあるので、中庭委員に聞けば一番わかるのかな、私はわからないので、中庭委員にここで聞いているわけにもいかねえから、前向いてしゃべってるんだけれども、壊課長さん、ちょっと教えてください。

○黒木委員長 壊技監兼市街地整備課長。

○壊都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

この地区の事業名称が水戸・勝田都市計画事業東前第二土地区画整理事業でございます。

平成7年度より40.8ヘクタールで事業を施行中ございまして、平成29年度までの進捗率が約83%になっております。平成32年度の完成を予定しておりまして、減歩率は32.83%でございます。

御質問の建物の評価等についてでございますが、専門の業者をお願いしまして、建物の評価をしておりますので、建物それぞれの建て方が違いますので、それぞれ金額が変わってくるという状況でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら、減歩率が32.83%と、これは東前区画整理、一律全部同じですか。宅地であろうと農地であろうと、山林であろうと、全部同じですか。減歩率というのは。

同じ、うなずいてっから同じだね。

そうすると、宅地と、例えば自分が壊課長がそこに住んでいたとしたら、宅地だよもちろんね。屋敷があるよね。その隣に農地とか山林とかいろいろあるよね。それ一律全部同じということは、考え方としてはちょっと違うんじゃないの。

○黒木委員長 壊課長。

○壊都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

先ほど32.83%という減歩率をお答えいたしました。平均の減歩率でございます。

申しわけございません。

○松本委員 何の何の。

○黒木委員長 平均が32.83%。

松本委員。

○松本委員 じゃ、宅地なんかの場合は、減歩率は幾つ。実際うちが建っているとしたら。宅地で自分の住まいで、区画整理でやむを得ずね、代替で隣のほうに移動させられて、そこが今度は換地になるんだらうと思うんだけどね、例えばさ。

それを今度は公売で売っていくんだらうと思うんだけどね。だから、宅地だったらば、じゃ、減歩率っていうのは何%になるの。自分の家、屋敷だよ。建物だって例えばさ、もう何十年もたっているとかさ、30年もたっている40年もたっているという建物とは、例えばまだ建てたばかりだったとかいう場合の評価っていうのは違うでしょうよ。

だから、宅地だったら減歩率は幾つになるのよ。

○黒木委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

宅地とか個別の減歩率というのは出ていませんので、平均で現在出しておりますので、いろんな場所で減歩率も変わってくると思いますので、平均で今計算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○松本委員 これじゃ答弁になんねえな。さっきと同じだ。

〔「個別に違うという話をしねえとだめなんじゃない。平均なんか出さなくていいんだよ。個別に減歩率は違ってきますよと。だから、数字を出すのは難しいって言うべきなんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 同じ答弁を何遍も聞いていても、らちが明かねえから、もうやめっから、よく整理しておいてほしいと思うの。

と同時に、じゃあさ、補償金っていうのを支払っているよね、当然、補償金。補償金っちゃ、何と何と何さ支払っているの。

○黒木委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

補償金につきましては、建物の移転料、工作物の移転料、立竹木の補償料、動産移転料、仮住居補償料、移転雑費補償費などでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 いいですか。

○松本委員 はい。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「ない。終わり」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それではないので、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時21分 散会